一九の一から乙一九の八まで、乙三九、乙四〇、乙五一の一、乙五一の二、乙五五、乙五六、乙八四、乙九七の一、乙九三、乙一〇三の一から乙一〇三の三まで、乙一〇四の二、乙一〇五の一から乙一〇五の五まで、乙一〇七の一、乙一〇七の三、乙一〇七の四、乙一〇八の二、乙一四八の三、乙一五七の二、乙一五九、乙一六一、乙一七七の二、乙一八二の二、乙一八八の二、乙一八八の五、乙一九二の三、乙一九三の一、乙一九三の二、乙一九五の二、乙二〇四の一から乙二〇四の三まで、乙二〇四の五、乙二〇四の九、乙二〇四の一〇、乙二〇五の一、乙二〇六、乙二〇八の二、乙二一〇の一、乙二一〇の五、乙二一〇の六、乙二一〇の一二、乙二一〇の一三、乙二一一の一（次の図に示す部分に限る。）、乙二一一の四、乙二一六の一（次の図に示す部分に限る。）、乙二一六の三から乙二一六の八まで、乙二二〇の一から乙二二〇の五まで、乙二二一の二、乙二二一の七、乙二二一の一一、乙二二一の一二、乙二二一の一四から乙二二一の一六まで、乙二二一の二〇から乙二二一の二二まで、乙二二四の一、乙二二四の二、乙二二四の一四、乙二二四の二一、乙二二八の一、乙二二八の六、字上所五の一、五の二、六の一、六の二、一三五、一三六、一四〇の一、一四〇の二、一四一の二、一四一の三、一四二の一、一四二の二、一五〇、一五三（次の図に示す部分に限る。）、字小坂一〇二〇の一、一〇二一の一、字上小坂一〇四七の一、一〇四七の八、一〇五一の一、一〇五二の一・一〇五三の一・一〇五三の二（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）、一〇五四の三、一〇五四の五、一〇五五の一、一〇五五の三、一〇五六の一、一〇五八、一〇六一、一〇六二、一〇六九の三、一〇七〇、一〇七一、一〇七二の一、一〇七三の一、一〇七三の二、一〇七四の一、一〇七四の四、一〇七四の五、一〇七六の一、一〇七六の二、一〇八〇の二、一〇八〇の三、一〇八一の一、一〇八二、一〇八九の一、一〇九〇の一、一〇九二の一（次の図に示す部分に限る。）、一〇九三の一、一一〇四の一（次の図に示す部分に限る。）、一一〇五の一、一一〇六の二、一一〇六の四、一一〇六の一一、字上大谷一一〇九の八、一一〇九の一〇、一一〇九の一一、一一〇九の四五、一一九の二、字開キ三の一から三の三まで、四の四、四の一八、四の三〇、四の三四から四の三七まで、四の三九、一三の一、一四の五、一四の八、一四の一五、字篭池三四四から三四六まで、三四八の一、三四九の一、三五〇の一、三六〇の四、三六二の四、三六四の四、三七三の五、字大谷四〇二の三（国有林）、三八三の二、字小坂八八三の一、八八三の二、八八三の四、字石引九六二の一、九六二の三、九六二の四、九六三、九六四、九六六、九六七の一、九六七の二、九六八、九六九の一、九六九の三、九六九の五、九六九の七、九七〇、九八一の三、九八二の三、九八二の七、九八二の一四、九八二の二〇、九八二の二一、九九五の一、九九五の三、九九五の四、九九六の二、九九六の四、九九六の五、一〇三四の一、一〇四一の一、一〇五一の一、一〇七六の一、一〇八七の一、一〇八七の五、一〇八九、一〇九〇、一〇九一の一（次の図に示す部分に限る。）、一〇九一の四、一〇九一の五、一〇九一の七から一〇九一の二〇まで、一〇九一の二三から一〇九一の二七まで、一〇九一の三一、一〇九一の三七、一〇九一の三九、一〇九一の四〇、一〇九一の四二、一〇九一の四三、一〇九一の四五、一〇九一の五一、一〇九二、一〇九三の一、一〇九三の二、一〇九三の六、一〇九四の一、一〇九七

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間

及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を香川県庁及び東かがわ市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○国土交通省告示第四百九十六号

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構において次のように道路の区域を変更したので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十六年四月十日から三十日間国土交通省近畿地方整備局において一般の縦覧に供する。

平成二十六年四月十日

国土交通大臣　太田　昭宏

路線名　中央自動車道西宮線

道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
茨木市上穂積四丁目七一一番一から同市上穂積四丁目七四五番一まで	前	最大	三四三（メートル）
		最小	五〇
	後	最大	一一八
		最小	三四一
			五〇

○国土交通省告示第四百九十七号

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構において次のように道路の区域を変更したので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十六年四月十日から三十日間国土交通省関東地方整備局において一般の縦覧に供する。

平成二十六年四月十日

国土交通大臣　太田　昭宏

路線名　東北縦貫自動車道弘前線

道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
さいたま市岩槻区大字加倉字坂下三一九番一から同市岩槻区大字加倉字坂下二六三番まで	前	最大	一五八（メートル）
		最小	一一五
	後	最大	二一五
		最小	一一七
			八七

○国土交通省告示第四百九十八号

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構において次のように道路の区域を変更したので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十六年四月十日から三十日間国土交通省北陸地方整備局において一般の縦覧に供する。

平成二十六年四月十日

国土交通大臣　太田　昭宏

路線名　北陸自動車道

道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
金沢市神野町東一一四番から同市神野町東七一番まで	前	最大	一二三（メートル）
		最小	九七
	後	最大	一七九
		最小	九七
			一四五